

平成28年度介護保険サービス事業者集団指導資料

(別冊)

平成28年6月

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

柏原市からの情報提供について

柏原市健康福祉部福祉指導監査課では、介護保険法に基づく事業者の指定ならびに指導および監査に関する事務を行っております。

介護保険サービス提供事業者の方々につきましては、ホームページにより法令改正、通知、新着情報、各種手続き（新規・変更・更新申請）、ならびに指導及び監査などの情報提供を行っておりますので、「柏原市福祉指導監査課のホームページ」の確認を適宜行うようお願いいたします。

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/fukushishido/>

○介護保険に関する様式（事業関係）を PDF 形式及び WORD 形式により提供しています。
（様式の一部は、EXCEL 形式により提供しています。）

○諸手続（新規・変更・更新申請など）の届出方法や届出書類について掲載しています。

●介護保険関係参考資料のページ

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014090200088/>

○3月に柏原市で開催しました平成27年度介護報酬改定説明会の資料や、報酬改定に係る厚労省からのQ&Aなどを掲載しています。

柏原市健康福祉部高齢介護課

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/koreikaigo/>

※柏原市のトップページから福祉指導監査課のホームページを表示する場合は、市のトップページの上段にあるキーワード検索欄の横の「組織から探す」を選択し、一覧の中から「福祉指導監査課」及び「高齢介護課」を選択してください。

地域密着型サービス共通事項

項目	<p>条例等に定められた基準</p> <p>事業の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業者を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第三項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>	<p>指導した際によくあるケースと改善ポイント</p> <p>○ 相原市の被保険者であることを確認していない。</p> <p><ポイント></p> <p>地域密着型サービスは、指定については市町村長が行い、原則として当該市町村の被保険者に限り利用できる。他の市町村の被保険者の利用相談があった場合は当該他の市町村の被保険者に相談。</p>
----	--	---

認知症対応型共同生活介護

<p>認知症対応型共同生活介護計画の作成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する田茂の具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。 	<ol style="list-style-type: none"> ○ 計画作成担当者が、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成していない。または記載内容に不足・不備がある。 ○ 介護計画が更新されていない。または、変更の必要があるにもかかわらず変更されていない。 ○ 介護計画の内容について利用者又はその家族に対し、説明し同意を得ずに作成している。 ○ 介護計画を交付していない、または、交付したことを把握していない。 ○ 入居者が入居しているユニット以外の計画作成担当者により介護計画が作成されている。
--------------------------	---	---

項目	<p>条例等に定められた基準</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</p> <p>ロ 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>	<p>指導した際によくあるケースと改善ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師による24時間連絡できる体制が確保されていない。 ○ 医療連携体制加算を算定している事業所が行うべき具体的サービスが確保されていない。 ○ 算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」が作成されていない。又は内容に不備がある。 ○ 「重度化した場合における対応に係る指針」を、入居者又はその家族に対して、入居の際に説明し、同意を得ていない。 <p><ポイント></p> <p>医療連携体制加算を算定している事業所が行うべき具体的サービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 ・ 看取りに関する指針の整備 <p>が想定されており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき事項としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 急性期における医師や医療機関との連携体制 ② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③ 看取りに関する考え、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針 などが考えられる。
<p>医療連携体制加算</p> <p>看取り介護加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ロ 意思、看護職員（事業所の職員又は当該事業と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の人による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p> <p>次のいずれにも適合している利用者</p> <p>イ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>ロ 医師、看護職員（事業所の職員又は当該事業と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護支援船も人その他の職種の者（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。</p> <p>ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明をうけ、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。</p>	<p>○ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であることが確認されていない。</p> <p>○ 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係るターミナルケア計画が作成されていない。</p> <p>○ 医師、看護師（当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていない。</p> <p>○ 当該加算に係る記録がされていない。又は記録が不十分である。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り介護加算は、基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限として算定できる。当該利用者が、死亡前に退居等した場合でも算定可能であるが、その際には、当該事業所において看取り介護を直接行っていない退居等した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできない。 ・ 当該事業所を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとつては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることとなるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。 ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関等に対する情報提供等を利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができる。なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、本人又は家族に対して説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。 ・ 本人またはその家族への説明、同意や経過等については、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、記録しておく必要がある。

変更届提出書類一覧（通所介護・介護予防通所介護）

- 届出について
 - ・サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば、同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれ事業所から届出が必要となります。
 - ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
 - ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。また、届出方法が郵送の場合でも、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合には、来庁して一括で届出てください。（例：事業所移転に伴う管理者の変更等）なお、届出方法が郵送となっている場合であっても、届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。また、届出方法は郵送となっている届出については、窓口に参加していただいても結構です。
- 提出書類
 - ・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
 - ・資格証・証明書等の写しには、必ず法人代表者名で原本証明を行ってください。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2 ●事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するようになる場合	来 庁	事業所名称が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続きが必要です。（「法人情報に変更があった場合」参照） 別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。 事業所番号が変更になる場合は 事前に ご相談ください。
事業所の所在地（移転）	改めて事前協議が必要となります。移転を検討する時点でお早めにご相談ください。 ●柏原市域を越える移転の場合は、届出先や届出方法が異なりますので、「権限移譲に伴う事業所を移転する場合の注意事項について」を参照し、移転前に所轄行政庁にご相談ください。	来 庁	補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当と事前に協議してください。 特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしておいてください。
建物の構造、設備、専用区画の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 平面図（各部屋の用途、面積を明示） <input type="checkbox"/> 変更された部分の写真(カラー) <input type="checkbox"/> 設備・備品等一覧表 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2 ●食堂・機能訓練室等の区画が変更になる場合、事前協議が必要で、事前にご相談ください。 ●入浴施設等、加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても加算届の提出が無い場合、算定できません。 ●介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。	来 庁	補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当と事前に協議してください。 特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしておいてください。
介護給付費算定に係る体制（加算項目）	●詳細については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧」をご参照ください。	来 庁	15日までに届け出た場合、翌月1日から、16日以降の届出となった場合は、翌々月1日からの算定開始となります。なお、処遇改善加算は届出期日が異なりますのでご注意ください。



次ページへ続く

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
運営規程	<input type="checkbox"/> ①定員、単位の變更 注1 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(複数単位ある場合は単位ごとで作成) (変更日から4週間分、従業者全員分で作成) <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2	来 庁	注1 定員の變更については、大幅に増減(前年度から25%以上の増減)する場合、報酬算定に影響しますので、事前に届出てください。 定員変更・単位追加に伴い区画が変更になる場合は、平面図と写真の添付も必要となります。
管理者の氏名及び住所	<input type="checkbox"/> ②サービス提供時間、営業日、営業時間 <input type="checkbox"/> ③従業者数の變更 注2 <input type="checkbox"/> ④通常の実施地域、その他の費用(食事代等)の變更 <input type="checkbox"/> ⑤区画整理等により住居表示が変更となった場合 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(複数単位ある場合は単位ごとで作成) (変更日から4週間分、従業者全員分で作成) (②、③のみ) <input type="checkbox"/> 生活相談員、看護職員、機能訓練指導員については資格を証する書類の写し(未提出の者のみ) <input type="checkbox"/> 住居表示変更の証明書等の写し (⑤のみ) <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2 ●⑤の変更の場合は、運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更していただくさい。 <input type="checkbox"/> ⑥上記①～⑤以外のその他運営規程の変更 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定にかかる記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2	郵 送	注2 従業者数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。定員、サービス提供時間、営業日、単位の變更時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。
管理者の氏名及び住所	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 経歴書(参考様式2) <input type="checkbox"/> 誓約書(参考様式9-4) <input type="checkbox"/> 相隣体制図(他の業務と兼務する場合のみ) <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2 [婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合] <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2	郵 送	

- ※1：指定に係る記載事項（付表6）については、事業所情報と変更のあった箇所のみ記載してください。
- ※2：変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。変更届の内容審査後、変更受付票を郵送にてお返します。市役所まで受け取りにお越しいただけただけの場合は定型封筒（82円切手貼付）の届出は不要です。



(問合せ先) 柏原市健康福祉部福祉指導監査課 TEL 072-971-5202 (直通)



スマートフォンサイト  携帯サイト  Multilingual

キーワード検索 検索 組織から探す サイトマップ 事業者情報

トップ 暮らし・手続 まちの見どころ 子育て・教育 福祉・健康・医療 市政情報 安全・安心 環境

TOP > [組織および各課のページ](#) > [福祉指導監査課](#)
 TOP > [分野](#) > [福祉・健康・医療](#)  [シェア](#)  ツイート

【介護保険サービス事業者・障害福祉サービス事業者】平成27年度介護職員処遇改善加算等の実績報告について

2016年4月28日

(1) 介護職員処遇改善加算 【介護保険サービス事業者対象】

※次のサービス（予防を含む）は算定対象外です。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

(2) 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算 【障害福祉サービス事業者対象】

※次のサービスは算定対象外です。

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

1. 平成27年度介護職員処遇改善加算等の実績報告について

介護職員処遇改善加算につきましては、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があり、算定を受けた場合には、各事業年度における最終の加算の支払を受けた月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。平成27年度当該加算を算定している事業所は平成28年8月1日（月曜日）までに実績報告書を提出する必要があります。

2. 報告書類について

- 報告様式及び添付書類について [（介護職員処遇改善加算等についてのページへリンク）](#)

3. 提出期日・提出先

提出期日：平成28年8月1日（月）必着（郵送可）
 提出先：柏原市役所健康福祉部福祉指導監査課 別館2階
 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

【留意事項】
 ○複数の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所をもつ事業者については、改善報告書記載事項を一括して作成することができますが、大阪府内で事業所の所在する市町村が複数にまたがる場合、権限を有する市町村又は大阪府（事務移譲市町村は当該市町村単位、その他市町は大阪府）ごとにそれぞれ提出してください。

別紙様式5

介護職員処遇改善実績報告書（平成 年度）

柏原市長 様

① 算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算（Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ）
② 賃金改善実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月
③ 平成 年度分介護職員処遇改善加算総額	円
④ 賃金改善所要額（Ⅰ－Ⅱ）	円
ⅰ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
ⅱ）加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	円
加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合	
⑤ 平成 年度分介護職員処遇改善加算総額（加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の比較）	円
⑥ 賃金改善所要額（Ⅲ－Ⅳ）	円
ⅲ）加算（Ⅰ）の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
ⅳ）従来（Ⅰ）を取得した場合の前年度の賃金の総額	円

⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要（改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること）	
⑧	介護職員常勤換算数（②の期間の総数）	
⑨	介護職員一人当たり賃金改善月額（④÷⑧または⑥÷⑧）	円
⑩	介護職員に支給した賃金額（②の期間の総額）	円
⑪	介護職員一人当たり賃金月額（⑩÷⑧）	円

※ 計画において加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算すること。
 ※ 加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑥及び⑩を使用する。
 ※ ③又は⑤については、別紙様式5（添付書類1）により内訳を添付すること。
 ※ ⑩については、精算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可）
 ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
 ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができないこと。
 ※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。
 ※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名) 印
 (代表者名)

【別紙様式2】

介護職員処遇改善計画書（平成 年度）

事業所等情報

事業所等情報		介護保険事業所番号		2	7
事業者・開設者	フリガナ 名称				
主たる事務所の所在地	都・道 府・県	電話番号	FAX番号		
事業所等の名称	フリガナ 名称	提供するサービス			
事業所の所在地	都・道 府・県	電話番号	FAX番号		

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、届出時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)、その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 (I II III IV)			
②	介護職員処遇改善加算算定対象月	平成	年	月	年
平成	年度介護職員処遇改善加算の見込額				
	賃金改善の見込額 (i - ii)				
④	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)				
	ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額 (見込額)				
	加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合				
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算の見込額 (加算 (I) と加算 (II) の比較)				
	賃金改善の見込額 (iii - iv)				
⑥	加算 (I) の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)				
	iv) 従来の加算 (I) を取得した場合の前年度の賃金の総額 (見込額)				

※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
 ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
 ※ 他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類2及び添付書類3を添付すること。

賃金改善の方法について

⑦	賃金改善実施期間	平成	年	月	年	月
※ 原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。						
⑧	賃金改善を行う賃金項目	基本給、[]手当、[]手当、賞与(一時金)	その他 ()			
賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。)						
⑨						

(2) キャリアパス要件について

次の内容にあてはまるものに○をつけること。 要件I 次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。		該当・非該当
※非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由		
要件II 次の④及び⑤の要件を満たす。 ④ 介護職員との意見交換を踏まえたための具体的な目標 ⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容(いずれかに○をつけること。)		該当・非該当
⑤ ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること		

(注) ⑤のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算(I)については平成27年4月以降の、加算(II・III)については平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術の取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) その他 () 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設等の整備 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他 () 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) 障音を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他 ()
労働環境・処遇の改善	
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしようえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

柏福指内第18号
平成28年3月2日

市内利用定員18名以下の通所介護事業者 代表者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

地域密着型通所介護への移行に伴う手続き等について（通知）

平素は、本市介護保険行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年4月1日から、利用定員18名以下の通所介護事業所については、地域密着型通所介護に移行することとなっております。つきましては、下記のとおり、地域密着型通所介護への移行に伴う手続き等についてお知らせいたしますので、各事業者において、必要な手続き等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 運営規程・重要事項説明書等の改正について

①地域密着型通所介護の運営規程等の作成

地域密着型通所介護への移行にあたって、地域密着型通所介護用の運営規程、重要事項説明書や契約書を作成する必要がありますので、**平成28年3月末までに**、地域密着型通所介護用の運営規程等を作成してください。作成した運営規程については、**平成28年4月28日（木）までに**、福祉指導監査課まで提出してください。（変更届出書等の添付は不要です。）

※地域密着型通所介護事業所の運営規程の作成例を、福祉指導監査課のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

②介護予防通所介護の運営規程等の作成

介護予防通所介護は、これまでどおりとなり、地域密着型サービスには移行しないため、現在通所介護と介護予防通所介護の両方が盛り込まれた運営規程等を作成している場合は、通所介護部分を削除していただく必要がありますので、**平成28年3月末までに**、改正をお願いします。なお、今回の運営規程の改正にあたって通所介護に関する内容を削除する変更のみの場合は変更届の提出を不要とします。ただし、通常の事業の実施地域等その他の内容で変更がある場合は、変更届を提出してください。

※介護予防通所介護事業所の運営規程の作成例を、福祉指導監査課のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

③利用者への周知

現在利用中の要介護認定を受けている利用者に対して、重要事項説明書の再交付は必要ありませんが、地域密着型サービスに移行したこと（利用料金に変更がある場合

は、その旨含む。）を、**平成28年3月末までに**文書等で周知するようお願いいたします。

2 運営推進会議の設置について

①運営推進会議について

地域密着型サービスに移行するに伴い、地域との連携や運営の透明性の確保を図るため、運営推進会議を設置する必要があります。

構成メンバー：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、柏原市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等

開催回数：概ね6月に1回以上（他の地域密着型サービス事業所を併設している場合、まとめて実施することも可）

会議の内容：①事業所の活動状況の報告

②運営推進会議による評価を受けること

③運営推進会議から必要な要望、助言等を聴くこと

②設置した際の手続きについて

運営推進会議を設置した際には、「参考様式11 運営推進会議の構成員」を福祉指導監査課に届け出てください。なお、構成メンバーのうち、柏原市の職員及び地域包括支援センターの職員につきましては、高齢介護課及び柏原市高齢者いきいき元氣センターが担当となります。（参考様式11に記載しています。）また、運営推進会議開催のお知らせ等につきましては高齢介護課介護業務係（TEL 072-972-1571 FAX 072-970-3081）、柏原市高齢者いきいき元氣センター（TEL 072-970-3100 FAX 072-970-3200）までお問い合わせします。

3 利用者について

地域密着型サービスに移行することに伴い、原則、柏原市の被保険者のみ利用することができず。ただし、平成28年3月31日において、柏原市以外の被保険者が利用していた（利用契約がある）場合は、その被保険者の保険者である市町村から指定されたこととみなされ、引き続き利用することができます。

なお、平成28年4月1日以降に他市町村の被保険者を新規に受け入れる場合は、当該他市町村に対する申請等が必要となりますので、必ず事前に当該他市町村に相談を行ってください。また、その際には柏原市高齢介護課介護業務係にもご連絡いただきますようお願いいたします。

4 記録の保存年限について

個別サービス計画や事故記録など、5年間の保存が義務付けられている記録については、地域密着型通所介護に移行した後も、これまでと同様にサービス提供の日から5年間保存していただく必要があります。また、通所介護の記録についても、現状どおり5年間保存してください。

5 定款について

法人の定款で、実施する事業に地域密着型サービスが位置付けられていない場合は、定款及び法人登記の変更が必要となります。貴法人の定款をご確認いただき、地域密着型サービスが位置づけられていない場合は、定款及び法人登記の変更をお願いいたします。（一般的には、定款の第2条で目的が規定されており、法人が実施する事業が掲載されています。）なお、今回の定款の変更に係る届出は不要とします。

※可能な限り平成29年3月末までに変更手続きをお願いいたします。なお、平成29年4月から本市において新しい介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、同様に定款等の変更の必要がありますので、あわせて変更することをご検討ください。

※定款記載例：介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

（今後地域密着型介護予防サービスを実施する予定がある場合は、「介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業」も追加）

（参考）新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合の定款記載例

例① 介護保険法に基づく介護予防通所介護および第1号通所事業

例② 介護保険法に基づく介護予防・日常生活総合事業

6 その他

福祉指導監査課ホームページに、地域密着型通所介護への移行に伴う手続きや参考様式等を掲載しておりますので、ご確認ください。

【利用定員18名以下の通所介護事業所の皆様へ】地域密着型通所介護への移行に伴う手続き等については <http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2016020400018/>

なお、平成28年4月以降、変更の届出等の手続きは地域密着型サービスの様式を使用していただく必要がありますので、ご注意ください。地域密着型通所介護の各種様式については、3月中旬に福祉指導監査課ホームページの「介護保険サービス事業者関係」の「指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス」内に掲載する予定です。

また、地域密着型通所介護への移行に際して追加で手続きをお願いする可能性もありますので、その際はご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

TEL 072-971-5202

FAX 072-971-1801

メール fukushishido@city.kashiwara.osaka.jp

居宅介護支援における特定事業所集申減算シート（提出用 兼 保存用）

柏原市長 様 平成28年3月10日

法人名	株式会社 ○○居宅介護支援センター									
代表者の職・氏名	代表取締役 ○○ ○○ 印									
事業所番号	2	7	7	4	6	0	0	0	0	0
事業所名	○○居宅介護支援センター									
事業所住所	柏原市○○丁目2番3号									
電話番号	072-000-0000									
管理者氏名	○○ ○○									

平成 27 年度	前	後	計				
判定期間	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
(前期・後期)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計

① (訪問介護) を位置つけた居宅サービス計画数	70	80	75	80	70	75	450
② 紹介率最高法人を位置つけた居宅サービス計画数	35	35	45	40			
紹介率最高法人	株式会社 ○○訪問介護センター						
法人	柏原市○○二丁目3番4号						
事業所名1 (事業所番号)	○○訪問介護センター(2770000000)						
事業所名2 (事業所番号)	△△訪問介護センター(2770000000)						

ケアプランに位置つけたサービスのうち、判定対象となる全てのサービスについて作成してください。

紹介率最高法人が運営している事業所名をすべて記載して下さい。2事業所を超える場合は別紙を作成し記載して下さい。

小数点第2位以下切り上げ

③ 割合 (B÷A×100)	単位：%							54.4%
④ 80%を超えている場合の理由を、下表のA～カより記載して下さい								
① (訪問看護) を位置つけた居宅サービス計画数	30	35	30	30	28	30	183	
② 紹介率最高法人を位置つけた居宅サービス計画数	27	30	28	20	20	28	153	
紹介率最高法人	社会福祉法人○○							
法人	柏原市○○二丁目3番4号							
事業所名1 (事業所番号)	○○訪問看護ステーション(2770000000)							
事業所名2 (事業所番号)	××訪問看護ステーション(2770000000)							

③ 割合 (B÷A×100) 単位：% 83.6%

④ 80%を超えている場合の理由を、下表のA～カより記載して下さい

① (通所介護) を位置つけた居宅サービス計画数	30	35	40	38	37	40	220
② 紹介率最高法人を位置つけた居宅サービス計画数	27	28	28	33	32	36	184
紹介率最高法人	株式会社 △△デイサービス						
法人	柏原市○○三丁目1番1号						
事業所名1 (事業所番号)	××デイサービス(2770000000)						
事業所名2 (事業所番号)	△△デイサービス(2770000000)						

③ 割合 (B÷A×100) 単位：% 83.7%

④ 80%を超えている場合の理由を、下表のA～カより記載して下さい

③ 割合 (B÷A×100)	単位：%							83.7%
④ 80%を超えている場合の理由を、下表のA～カより記載して下さい								

① (短期入所生活介護) を位置つけた居宅サービス計画数	7	7	7	8	9	11	49
② 紹介率最高法人を位置つけた居宅サービス計画数	7	7	7	7	7	7	42
紹介率最高法人	株式会社 △△						
法人	柏原市○○三丁目2番1号						
事業所名1 (事業所番号)	特別養護老人ホーム△△(2770000000)						
事業所名2 (事業所番号)	特別養護老人ホーム○○(2770000000)						

③ 割合 (B÷A×100) 単位：% 85.8%

④ 80%を超えている場合の理由を、下表のA～カより記載して下さい

① (認知症対応型通所介護) を位置つけた居宅サービス計画数	7	9	11	12	13	11	63
② 紹介率最高法人を位置つけた居宅サービス計画数	7	7	9	10	11	11	55
紹介率最高法人	株式会社 △△デイサービス						
法人	柏原市○○三丁目1番1号						
事業所名1 (事業所番号)	××デイサービス(2770000000)						
事業所名2 (事業所番号)	△△デイサービス(2770000000)						

③ 割合 (B÷A×100) 単位：% 87.4%

④ 80%を超えている場合の理由を、下表のA～カより記載して下さい

③ 割合 (B÷A×100)	単位：%							87.4%
④ 80%を超えている場合の理由を、下表のA～カより記載して下さい								
ア	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所が各サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合							
イ	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合							
ウ	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合							
エ	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画数が1月当たり平均10件以下である場合							
オ	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合で次の要件を満たしている(ただし、事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な選択を阻害していると認められる場合を除く) 事例を除外した結果、80%以下となる場合							
カ	利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議において支援内容の意見・助言を受けている」場合							

①について、地域包括支援センターの事情によりやむを得ず意見等を受けられない場合(※)は、居宅介護支援事業所と、当該事業所から紹介を受けた介護サービス提供を実施する事業所の双方が「大阪府介護サービス情報公表制度に基づき訪問調査を受けている」場合

②(※) 地域包括支援センターの事情によりやむを得ず意見等を受けられなかったことを記録し、5年間保存すること。

正当な理由がない場合。

※ この書類は事業所ごと作成して下さい。(提出期限：前期・・・9月15日、後期・・・3月15日)

※ ケアプランに位置つけたサービスのうち判定対象となるすべてのサービスについて、記載してください。書ききれない場合は、「別紙」を作成し、記載してください。

※ いずれかのサービスの割合について、80%を超えている場合は、この書類と返信用封筒(82円切手貼付)を、柏原市健康福祉部福祉指導課に提出してください。(審査結果を受け取りに来庁される場合は返信用封筒不要)

※ 減算適用期間は、判定期間が前期の場合は、10月1日～3月31日、後期は4月1日～9月30日となります。

※ 記載された理由が正当な理由に該当するものであるかについては、柏原市が適正に判断します。



内閣府

へい せい ねん がつ つい たち
平成 28 年 4 月 1 日から

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法

が スタート します!

ほうりつ しょうがい ひと ひと たが ひと みと あ
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、
とも い しゃがい めざ
共に生きる社会をつくることを目指しています。

ちゅう せい せいめい しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによつて、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

<不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。
 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。
 ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

たい おう よう りょう たい おう し しん 「対応要領」「対応指針」とは？

たい おう よう りょう ▼ 対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることをされています。

役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

※ 都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることをされています。

たい おう し しん ▼ 対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることをされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	さだめ る 機 関 定める機関	たい しょう 対象
たい おう よう りょう 対応要領	くに と どう ふ けん し ちやう ぞん や く し ゃ 国・都道府県・市町村などの役所	や く し ゃ はたら ひ と 役所で働く人
たい おう し しん 対応指針	じ ぎやう しゃ し ゃ かん くに や く し ゃ 事業者を所管する国の役所	かい しゃ み せ じ ぎやう しゃ 会社やお店などの事業者

ふ とう さ べつ てき とり あつか 不当な差別的取扱い

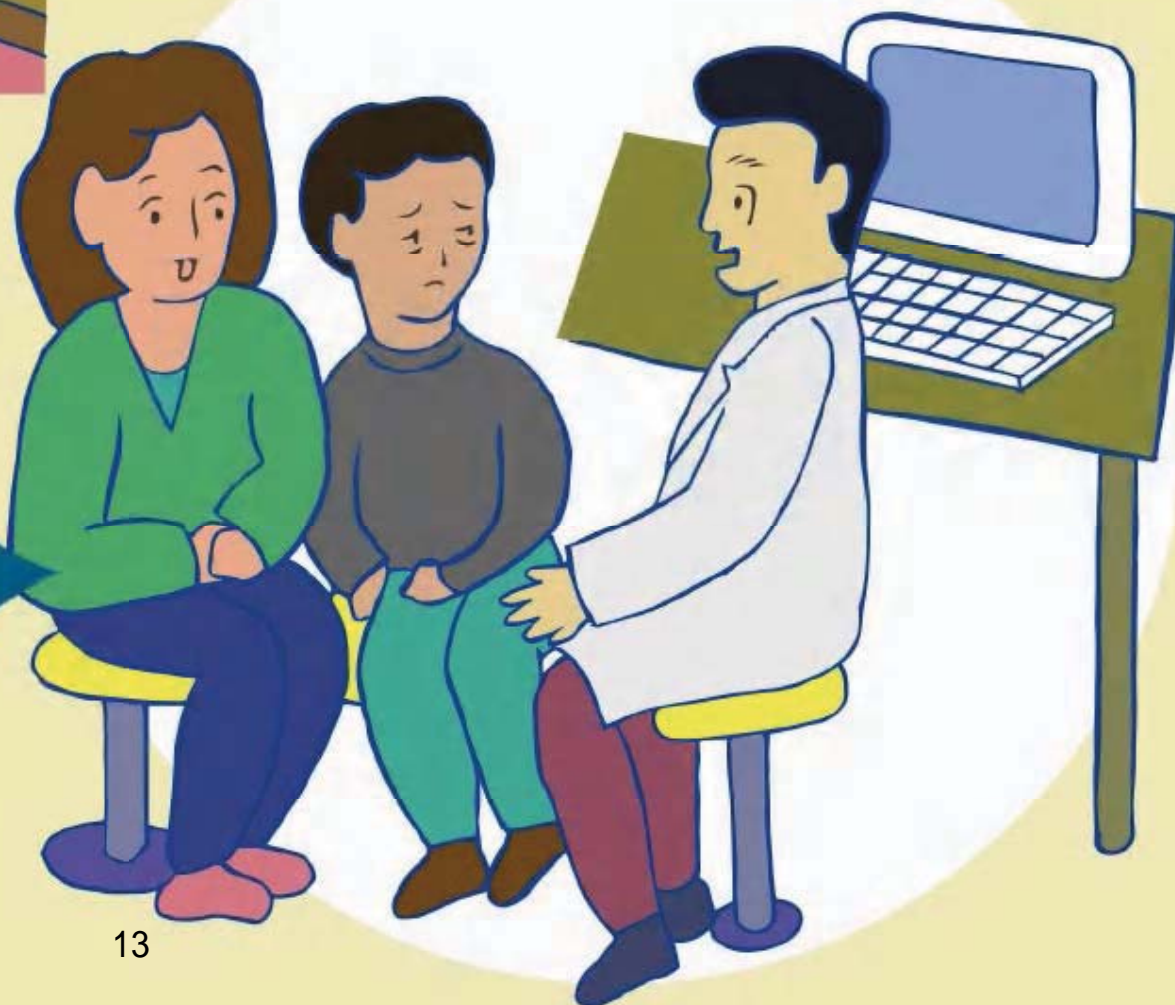
しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きょひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
せいとう りゆう はんたん ぼ あい しょうがい ひと りゆう せつめい りがい え
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
よう努めることが大切です。

ふ とう さ べつ てき とり あつか ぐ たいれい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけ たいおう きょひ
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし
本人を無視して
かいじょしゃ しえんしゃ
介助者や支援者、
つきそ ひと
付き添いの人だけに
はな
話しかける。



がっこう じゅけん にゅうがく きよひ
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
い たいおう
言って対応しない。



ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。

合理的配慮

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例



障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。



しょうがい ひと
 障害のある人から、
 じぶん が こ むずか が
 「自分で書き込むのが難しいので代わり
 か つた
 に書いてほしい」と伝えられたとき、
 か が もんだい しょうい
 代わりに書くことに問題がない書類の
 ばあい ひと い し じゅうぶん
 場合は、その人の意思を十分に
 かくにん が か
 確認しながら代わりに書く。

い し つた あ え
 意思を伝え合うために絵や
 しゃしん
 写真のカードやタブレット
 たんまつ つか
 端末などを使う。



だん さ ばあい
 段差がある場合に、スロープ
 つか ほ じょ
 などを使って補助する。



ごう り てき はい りょ じ れい な い か く ふ
 合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
 にあります。

ごう り てき はい りょ
 合理的配慮サーチ

けん さ く
 検索 🔍

ごう り てき はい りょ しょうがい しゅ べつ せい かつ ぼ めん
 合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から
 じ れい ほ う し こ う あ い こん こ
 事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、
 く たい れい し ゅ う し ゅ う ち く せ き な い よ う じ ゅ う じ つ
 さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

こま 困ったときは…

しょうがい ひと ふとう さべつてきとりあつかう こうりてきはいりよ ていきょう
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、
こま
困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談してください。

ち いき なか 地域の中のつながり

とどうふけん しちょうせん しょうがいしゃ さべつ かいしやう とりくみ おこな
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、
ちいき さまざま かんけい きかん しょうがいしゃ さべつかいしやう しえん ちいききやうぎかい
地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくること
されています。

しょうがいしゃ さべつ かいしやう かんけいしゃ はな あ ぼ たが かお み かんけい
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、
たが りかい
互いを理解しやすくなります。

しょうがい ひと ひと とも く ちいき いっほ ちいききやうぎかい
障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一步として、この地域協議会をつくること
きたい
期待されます。



内閣府

ないかくふ せいさくとうかつかん きやうせいしゃがいせいさくたんとう づきしょうがいしゃし さくたんとう
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当
とうきやうと ちよだくながたちやう ちやうおうこうとうちやうしや ぐうかん
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
でんわ
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902
ホームページ：http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html

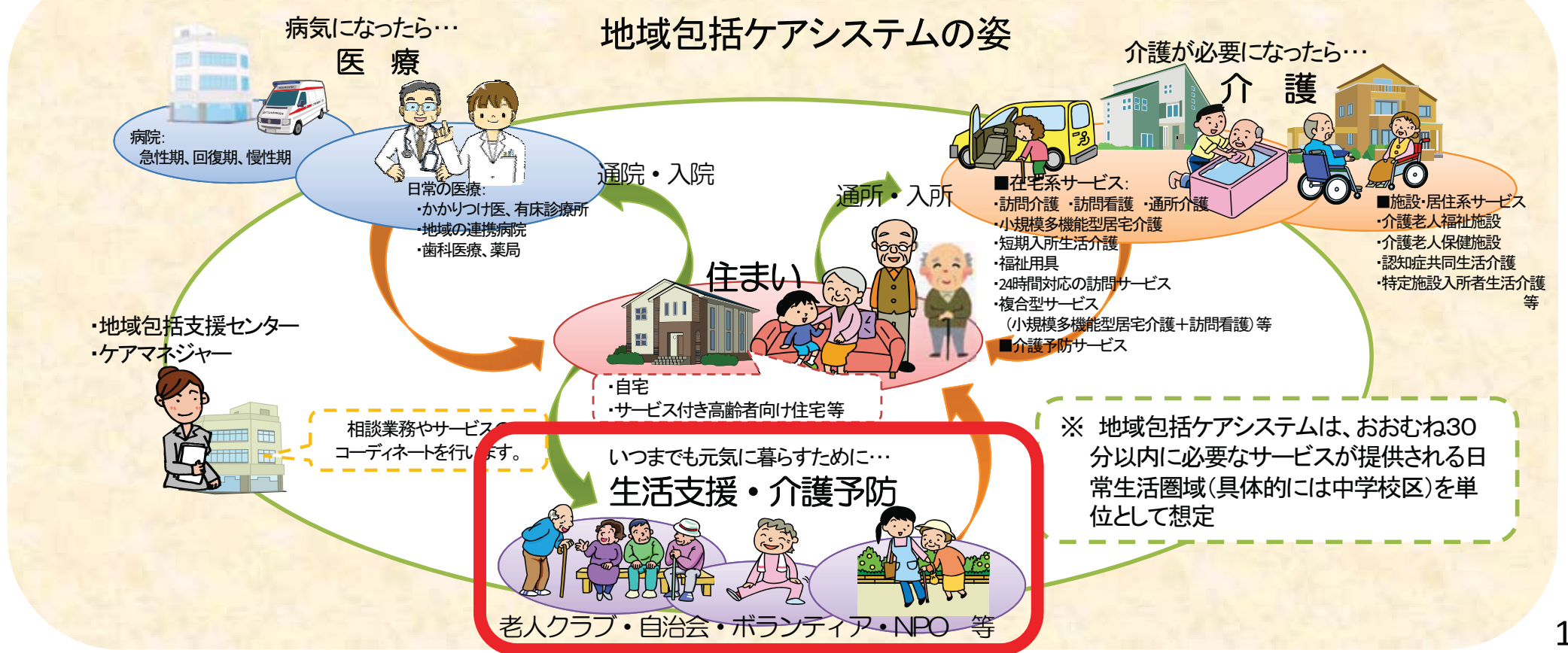
きやうりやくこう あいちけんりつほんだ とくべつ しえんがっこう とうかこうしや つくばだいがく ふぞくおおつかとくべつ しえんがっこう
協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、
ふくしまけんりつ やまごがっこう ころ
福島県立いわき養護学校くぼた校

きやうりやくしや ささき のぶゆき し つくばだいがく つげ まさよし し めいほうかんこうとうがっこう なぐも あきひこ し
協力者：佐々木 信行氏、筑波大学 柘植 雅義氏、明蓬館高等学校 南雲 明彦氏

※このリーフレットは、知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられたものです。

地域包括ケアシステムの構築について

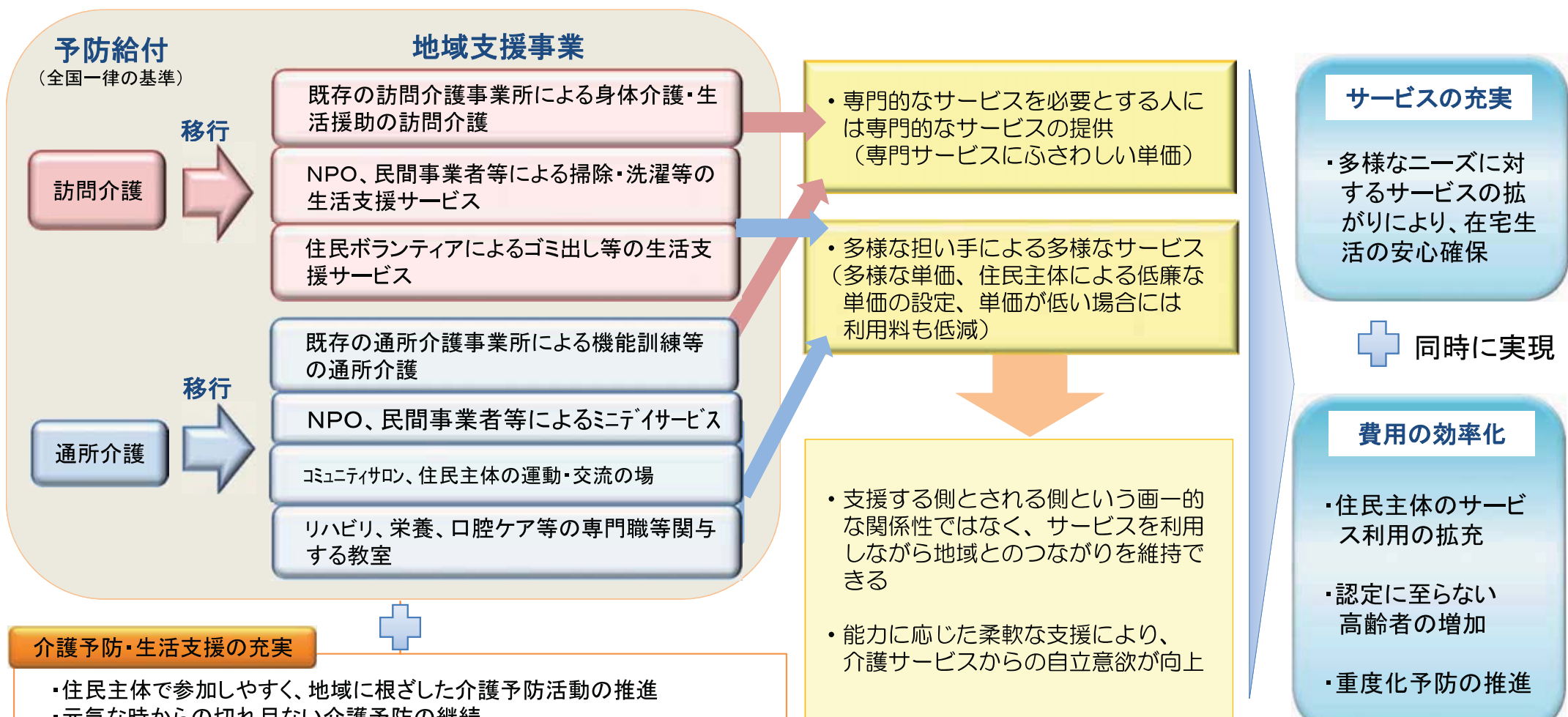
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



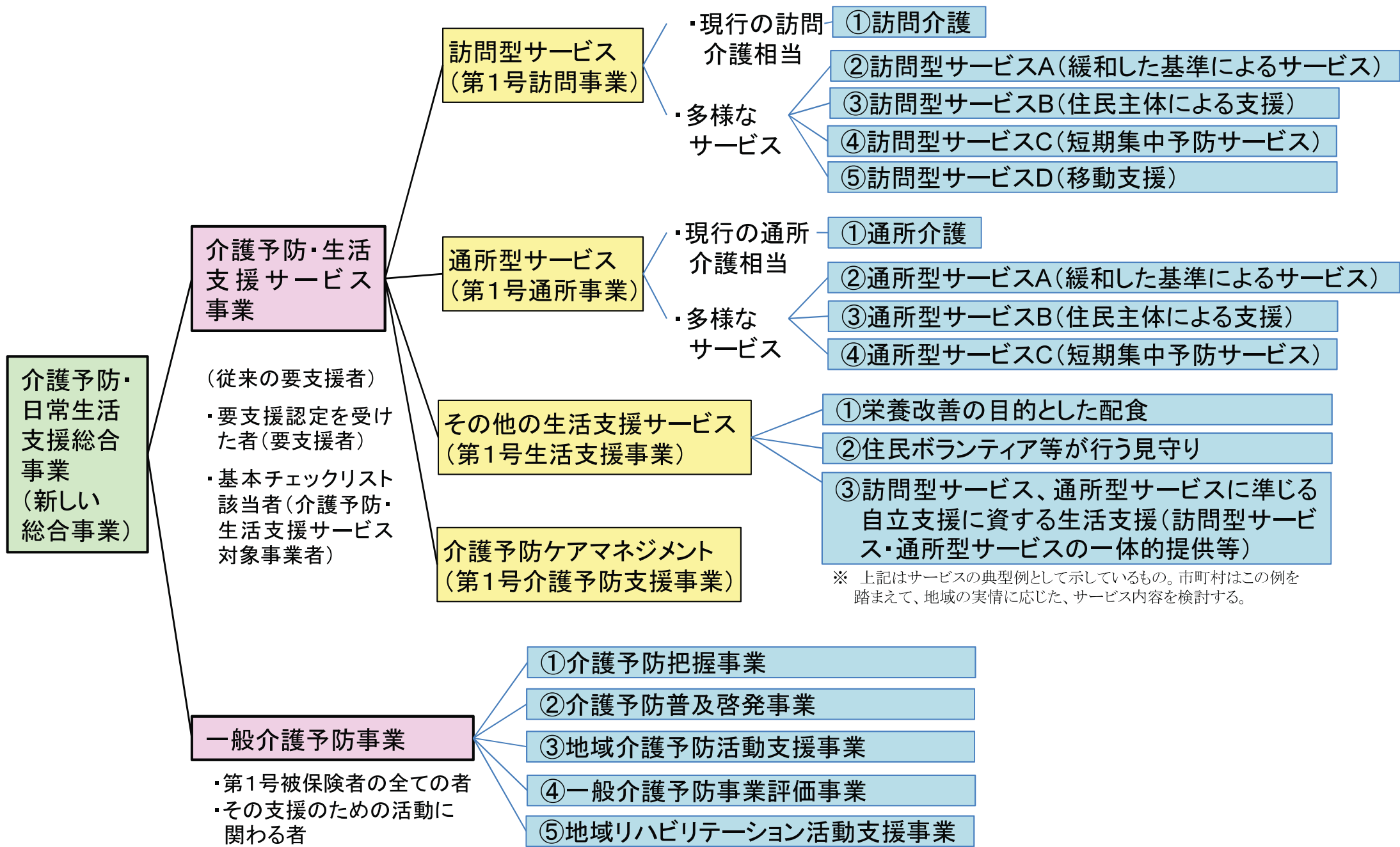
第1 総合事業に関する総則的な事項

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



第2 サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P20～)

①訪問型サービス (P21～)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者 ⁹	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス (P22～) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス (P23～)

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。